

◆小泉勝委員 よろしくお願ひいたします。大きく2点、質問させていただきたいと思ひます。

まず1点めが、交通の関連についてであります。昨年12月定例会の一般質問あるいは本常任委員会でも質問を取り上げさせていただいたところでもありますけれども、横断歩道における歩行者優先、一時停止というお話を、質問させていただいたところでもあります。その後、県警察での取組、交通指導について報道等で目にすることも多く、非常に徹底した取組をしていただいていると感じているところでもあります。それで、前回の常任委員会で見附市の事例、福祉施設の前の横断歩道のお話を少し御紹介させていただきました。

実は、つい先日の3月9日に見附警察署で第2回の注意喚起、啓発をしていただけたということだったのですけれども、少しわけがあつて残念ながらその日ができなかつたので、少し延期にはなつておりますが、引き続き見附警察署としては御尽力いただいているということに感謝を申し上げたいと思つております。そうした取組をする中で、ドライバーの意識が非常に高まつてきているというふうを感じているところでもあります。一方で、歩行者という視点で見させていただいたときに、例えば、横断歩道が近くにあつても使わなかつたり、あるいは信号を守らず横断するというようなケースもあつて、そうした事故もあるように伺つているところでもあります。県警察において、交通ルールを守らない歩行者に対して、昨年、オレンジカードを手渡して指導を実施しているという報道を見させていただきました。その取組の導入経緯と、あるいはその現場での一体的な指導、そして実施後の事故防止の効果などについてお伺ひをさせていただきたいと思ひます。

◎古川尚史交通部長 オレンジカードによる歩行者指導の導入の経緯、具体的な現場での指導要領、実施後の交通事故防止効果について申し上げます。まず、この取組の導入経緯について申し上げますと、令和元年中、交通事故死者の内、歩行中に被害に遭われたかたは36人いらっしゃいました。この内、約9割に当たる31人に危険な横断行為などのルール違反が認められたところがございます。このような分析結果から、歩行者事故を減少させるためには、歩行者自身にも交通ルールを遵守していただくことが重要であると考え、昨年9月からこの取組を導入したところではす。

次に、具体的な現場での指導要領についてでございますが、街頭においてパトロール中の警察官が危険な横断行為などの歩行者のルール違反を発見した場合には、指導事項を記載したカードを歩行者のかたに直接交付し、正しい交通ルールを実践するよう指導をしているところがございます。

また、実施後の交通事故防止効果につきましては、オレンジカードの取組を開始した昨年9月から12月末まで、歩行中の死者は11人ございまして、前年同期間と比較して8人減少しており、一定の効果があつたものと考えております。県警察といたしましては、この

取組を今後も継続いたしまして、交通死亡事故の抑止を図ってまいりたいと考えているところでございます。

◆小泉勝委員 ありがとうございます。一定の効果が出ているということでもあります。また、これから引き続き御尽力いただきたくお願い申し上げる次第であります。

次に、今、歩行者という話でしたが、今度は自転車という観点で、本常任委員会の初日の土木部の審査でも自転車の利用促進に係る計画の御説明を頂いたところであります。自転車の利用を増やしていきましようということなわけでありまして、順調にいけば自転車が増えていくということでもあります。また、そうした自転車もやはり信号無視だとか、あるいは右側を走っていたりだとか、自転車も車両という扱いになるわけですから、例えば、横断歩道で自転車のかたがいても、自転車をまたいで待っていると車両です。降りて押さえていると歩行者の扱いなのだろうと思うのです。そこに車で行ったときに、またいでいるから車両なので、本来止まる義務がないのかという認識でいるのですけれども、さりとて止まらないのも申し訳ないような気になってしまいますし、止まったら逆に間違ったメッセージを送ってしまいかねないなど、非常に困惑をするわけでもあります。そうした自転車利用者への軽車両だという認識、あるいは自転車のルール違反、歩行者に危険を及ぼすようなおそれもあるということから、強化を徹底する必要があるのかと思っておりますけれども、県警察として自転車利用者に交通ルールを徹底する取組をどのような形でされているのか、お伺いをさせていただきたいと思えます。

◎古川尚史交通部長 自転車利用者に交通ルールを徹底するための取組についてですが、県警察では、毎年5月の自転車安全月間や各季の交通安全運動などを通じまして、自転車利用のルールである自転車安全利用五則の周知徹底を図っているほか、児童向けには交通安全教育動画の制作を行い、広報していることに加えまして、新潟県警察交通部の公式ツイッターにおいて情報発信もしているところでございます。こうした新たな取組も含めまして、現在、広報啓発活動を実施しております。さらに、街頭において交通違反を認めた場合につきましては、看過することなく指導を行っておりますし、悪質な違反については検挙も行っているところでございます。交通事故につながりかねないこうしたルール違反の是正の取組を進めているところでございます。県警察といたしまして、今後も自転車利用者の交通ルール遵守を徹底するために、関係機関、団体と連携した広報啓発活動や交通指導取り締まりを推進してまいりたいと考えております。

◆小泉勝委員 ありがとうございます。悲しい事故を一つでも減らせるように、また引き続き御尽力を頂きたいというふうに思っております。

続きまして、二つめの質問でありますけれども、風俗営業の関係でお伺いをさせていただきたいと思えます。接待を伴う飲食店又は料理屋でも、宴会でコンパニオンを呼ぶ料理店は

風俗営業の許可が必要だというふうに認識をしておりますけれども、風俗営業の許可を取ると営業時間の制限、あるいは管理者講習等を受けなければいけないと。講習を受けるにもやはり何時間か時間がかかったり、更新時に更新料がかかるのでしょうか、お金もかかったりするようですけれども、こうして届け出をしてきちんと講習を受けて更新している事業所がある一方で、分かっているにもかかわらず許可を取っていないというようなところもどうやらあるようです。あるいは、エリアによってはそもそも風俗営業ができないというエリアもあるようでして、そういったところでも内緒でコンパニオンを呼んでいるというところもあるやに伺うところであります。

こうしてまじめに許可を取って、時間やお金をかけて営業しているのに、実は、これは少し警察の所管外の話になるのですけれども、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（風営適正化法）のたぐいもいろいろあり、それによって補助金が違うようです。例えば、消費税の増税、10パーセントに上がったときのレジ補助金などというものがありましたけれども、あのときにこうした料理屋は風営適正化法があるからといって、レジ補助金が適用されなかったのだというお話なのです。自分たちは一生懸命まじめに許可を取って講習を受けて更新料を支払って営業しているのに、そのようなときにレジ補助金が受けられなかったという、何か不公平感を非常に感じているというお話を伺っております。まじめにやっている者がばかを見るような運用になっているのかと、皆さん、何というのでしょうか、愚痴のような話で恐縮ですけれども、そのような思いを持っているということで、お話を伺っているところであります。

こうした、本来許可を取らなければいけない事業者に対して、警察で巡回を通して指導するというのも大切なのではないかと考えておりますけれども、そうした県警察の取組についてお伺いをさせていただきたいと思っております。

◎増田宗隆生活安全部長 接待をしているにもかかわらず無許可で風俗営業を営む違法な営業者をなくすための県警察の取組についての御質問かと思っておりますので、御説明させていただきます。初めに、風営適正化法におきましては、お客と談笑したりカラオケでデュエットをするなど、歡樂的な雰囲気を醸し出す方法によりまして客を接待する社交飲食店や、コンパニオン等を呼んで同様に接待を行う料理店等につきましては、都道府県公安委員会の許可が必要であり、法令により、管理者については管理者講習の受講義務、営業時間の制限等が設けられるなどの規制を受けることとなります。このような制度の中、許可を受けずに隠れて風俗営業を営む者がいれば、小泉委員から御指摘のあったとおり、許可を受けてまじめに営業をされているかたがたにとって不公平感が生じるといったことになるとともに、そもそもの許可制度の趣旨を著しく逸脱するというふうに考えております。県警察といたしましては、こういった無許可営業を含め、違法な営業者をなくすため、これまでも年間を通じまして風営適正化法に基づく立ち入りを実施して、違反を認知した場合には行政指導、取り締まり等によりまして違法な営業者の排除に努めているところでございますが、引き

続きこういった活動を推進いたしまして、善良で清浄な風俗環境の保持と、風俗営業の健全化に努めてまいりたいというふうに考えております。

◆小泉勝委員 ありがとうございます。料理屋が許可を取っているか取っていないかということは、実はお客さんには分からないわけでありまして、例えば、私たちが常任委員会が終わってどこかで宴会をしましょうと言ってコンパニオンを呼んだときに、その料理店が許可を取っていなかったなどということもありえるわけでありまして、あるいは、警察関係者がどこかでといったときも同じようなことが考えられるわけでありまして、ぜひ、適正な運用をお願いしたいと思っております。

それで、今ほど、立ち入りというお話をされたと思えますけれども、立ち入りについて、どのような業種に対してどのような目的で行われているか、最後にお伺いして質問を終わりたいと思います。

◎増田宗隆生活安全部長 風営適正化法に規定しております立ち入りの実施対象、あるいは目的、概要についての御質問かと思いますので、それについて御説明させていただきます。初めに、風営適正化法に基づく警察職員が行う立ち入りの実施対象につきましては、同法第37条第2項第1号におきまして、風俗営業の営業所と規定され、許可を受けて風俗営業を営む者のほか、許可を受けずに現に風俗営業を営む者も対象としております。

続きまして、立ち入りの目的、実施概要につきましてですが、立ち入りは風俗営業を営む店舗が法に基づく適正な営業を行っているか否かの確認を目的としており、例えば、制限時間を超えて営業していないかですとか、店の構造や設備が法の基準に従い維持されているか、あるいは、18歳未満の者をお客として出入りさせていないかといった点などについて確認を行って、違反があれば是正に向けて必要な行政指導等を行うこととなります。また、立ち入りによりまして許可を受けずに風俗営業を営んでいることが判明した場合につきましては、直ちに接待行為をやめさせるとともに、引き続き同様の営業を継続するという意思があるのであれば、許可を取得するよう指導するなどの対応を図っているところであり、こういった指導に従わない悪質な場合には、取り締まりに移行する措置を講じているところでございます。